

「令和8年度マザーズジョブサポート山形就労支援及び託児業務委託」に係る

企画提案公募要領

1 目 的

これから働こうとする女性一人ひとりのニーズに応じた就業のワンストップ相談窓口を運営し、仕事と家庭の両立に関する相談や保育情報等の提供、就職活動に結びつけるための各種セミナーの開催、無料託児サービスの提供（子の一時預かり）、出張相談等を行うことにより、結婚・出産・子育て等による離職後に再就職を希望する女性や、新たなチャレンジを目指す女性を支援する。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 令和8年度マザーズジョブサポート山形就労支援及び託児業務
- (2) 業 務 内 容 「令和8年度マザーズジョブサポート山形就労支援及び託児業務委託仕様書（企画提案用）」のとおりに従うこと
- (3) 提案上限額 20,804 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は以下の項目すべての要件を満たす者とする。なお、応募する者が共同企業体である場合は、以下の項目すべての要件を共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）全員が満たしているものとする。

- ①山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ④山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当しないこと。
- ⑤雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑥次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ⑦宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生の手続きをしていないこと。
- ⑨共同企業体として申込みを行う場合は次の点に留意すること。
 - ア 代表となる者（以下「代表者」という。）を定め、代表者は全体の意思決定や管理運営等、業務執行の全てに責任を持つこと。
 - イ 参加申込書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。
 - ウ 構成員は他の共同企業体への参加及び単独で申し込むことはできない。

エ 参加申込書提出期日までに、共同企業体に関する協定書とともに代表者に代表する権限を代表者以外の構成員が委任する旨を記載している委任状（様式5号）を提出すること。

(2) 失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

4 提出書類及び提出方法について

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1号）
- ② 法人等概要書（様式2号）
- ③ 企画提案書（様式3号）
- ④ 経費見積書（様式4号）
- ⑤ 共同企業体に関する協定書（参考様式）及び委任状（様式5号）

※共同企業体として応募する場合のみ。

※共同企業体に関する協定書は参考様式（別紙）を参考に、必要に応じて協定内容を追加した上で、提出すること。

(2) 提出期限及び提出部数

内 容	期 限	部 数
① 参加申込書②法人等概要書	令和8年3月2日（月）午後5時	1部
⑤ 共同企業体に関する協定書及び委任状		1部
③ 企画提案書④経費見積書	令和8年3月6日（金）午後3時	5部

(3) 提出方法及び提出先

9の担当部局まで郵送又は持参により提出すること（提出期限必着）。

(4) 受付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝日除く。3月6日（金）は午後3時まで）

(5) その他

ア 提案は1事業者又は1共同企業体につき、1提案とする。

イ 共同企業体として応募する場合は、構成員全てについて法人等概要書を提出すること。

5 審査方法

提案のあった企画内容について、原則、書類審査を行い採用候補企画を決定するが、プレゼンテーションにより審査する場合は、令和8年3月中旬を予定し、時間等については、別途通知する。

審査にあたり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。

審査員が評価基準により採点し、評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者として選定する。

選定結果はすべての応募者に対して通知する。

提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果（平均点60点以上）により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

【審査項目と審査の視点】

審査項目	審査の視点	配点
①実施方針	・実施方針は、本事業の目的に合っているか ・事業内容に関する理解度はあるか。	10点
②女性の就労支援相談業務	・適切な人員配置となっているか。 ・相談者へのフォロー等の体制は適切であるか。	10点

	・多様な相談に対応するため仕事と家庭の両立等に関する最新の情報を幅広く収集するための策を講じているか。 ・利用者の拡大、並びに相談者を就職に結びつけ事業効果を高めるための工夫がされているか。	10 点
③利用者を対象とした就職促進のための企画	・利用者を対象とした企画の内容、講師の選定、開催回数等は事業目的に合致し、参加者の就職促進につながるものとなっているか。	10 点
	・参加者のニーズや満足度を把握し、事業効果を高めるための工夫がされているか。	10 点
④託児業務	・適切な人員配置となっているか。 ・事故防止のための適切な処理を講じているか。 ・災害時に対応するための適切な処理を講じているか。 ・利用しやすい保育ルームとなるための工夫がされているか。	10 点
⑤出張相談業務	・利用者を対象とした企画の内容、開催回数等は事業目的に合致し、参加者の就職促進につながるものとなっているか。 ・参加者のニーズや満足度を把握し、事業効果を高めるための工夫がされているか。	10 点
⑥ 広 報 の 実 施、利用状況の資料作成等	・広報の内容及び広報の発信先は、利用者の拡大に向けて効果的なものとなっているか。 ・利用者の満足度等の定期的な把握及び資料作成について、把握する内容、方法は妥当か。	5 点
⑦専用ウェブサイト の 構 築、運営	・掲載するコンテンツの内容は妥当か。 ・より利用しやすいウェブサイトとなるよう工夫がされているか。	5 点
⑧関係機関との連携	・マザーズジョブサポート庄内等との連携は効果的なものとなっているか。	5 点
⑨実施体制	・業務内容を実現化できる実施体制があるか。 ・業務に有効な知識、ノウハウ、経験等を有しているか。 ・業務に要する経費の積算は妥当か。 ・感染症対策を十分に講じているか。	15 点

6 質問

(1) 受付期間

令和8年3月2日（月）午後5時までとする。

(2) 質問方法

9の担当部局あて、質問票（別紙）により電子メールで質問すること。

(3) 質問への回答

質問者への回答は、すべての参加申込書提出者に対し電子メールにて回答する。

ただし、各提案者の独自の企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへの回答とする。

7 契約等

(1) 契約締結

①審査結果に基づき、最も優れた提案を行った応募者（以下「最優秀者」という）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。

②採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。

③最優秀者と業務委託締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会に

において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

- ④契約を締結する者が共同企業体である場合は、契約後速やかに共同企業体実施体制図（別紙作成例）を9の担当部局あて提出すること。

(2) 契約保証金

山形県財務規則第134条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第135条第3項に該当する場合は全部又は一部を免除する。

(3) 契約の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

- (2) 提出された事業企画書等は返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

- (3) 事業の実施は、令和8年度山形県一般会計予算の山形県議会での成立が前提となる。

9 担当部局

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課働く女性サポート室

住 所：〒990-8570

山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

T E L：023-630-3245（直）

F A X：023-632-2376

E メール：ykoyo*pref.yamagata.jp

メールを送付する際は、上記の「*」の部分を「@」に変更してください。